**消費者の権利と責任②（定期購入）**

京都府消費生活安全センター

　　　学年　　　　組　　　　番　氏名

**１　消費者トラブル事例６の(1)～(4)の行動について、　(1)～(3)は、トラブルにならないために気を付けることを、(4)は、相談をする時に気を付けることを考えましょう。**

＜事例６＞

SNSを見てダイエットサプリを９８０円で購入した。一昨日、２回目の商品が２袋届き、8,000円の高額な
請求に困っている。

申込みの時には、親に相談しなかったが、2回目が届いて親に相談した。申込みを取消しできないだろうか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1)ＳＮＳで見つけたダイエットサプリ。レビューの評価が高く、お試し980円と書いてある。**980円****お試し**批判的意識をもつ責任知らされる権利 | (2) 試してみたい！親に相談せずに契約した。批判的意識をもつ責任選択する権利 | (3)お試しで一回限りと思っていたら、翌月、同じ商品が届いた。調べたら、定期購入だった。解約したい。 | (4)https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/illustration/img/1-27.jpg販売店と交渉するために消費生活センターに相談した。消費者庁イラスト集より主張し行動する責任 |
| ＜気を付けること＞ | ＜気を付けること＞ | ＜気を付けること＞ | ＜気を付けること＞ |

**２　トラブルにあわないために、どうしたらよいか、記入しましょう。**

 **３　消費者の権利と責任について、わかったこと
　　を記入しましょう。**